

第2節 生物多様性の保全と適正管理

1 生物多様性の保全

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きています。そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができています。生態系は、食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を人間生活に提供し、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵をもたらすほか、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなり、私たちが豊かな生活を送る上で欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

本県においても、愛媛県レッドデータブック（平成15年2月策定、平成26年10月改訂）で明らかになったように、多くの野生動植物の種に絶滅のおそれが生じている。私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを享受し、健康で文化的な生活を確保するためにも、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが重要である。

野生動植物の多様性は、様々な個体からなる多くの種がいろいろな環境の中で生息し、又は生育している状態をいい、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の3つのレベルの多様性がある。種内の多様性とは、ある種の中での多様性で、同じ種の中でも個体ごとに異なるいろいろな「固有な特徴」を持った個体が存在することであり、遺伝子の多様性とも言われる。種間の多様性とは、多くの動植物が生息し、又は生育している状況である。生態系の多様性とは、各地にいろいろな自然があることである。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い進化の歴史において引き継がれた結果として、生物の多様性が維持されていることが重要である。

(1) 国の動向

国では、平成4年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成5年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多様性国家戦略（平成7年）を策定するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）を制定するなど各種施策を推進し、平成20年6月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にするとともに、保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。さらに、平成22年3月には、生物多様

性国家戦略を見直し、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や生物多様性に深刻な影響をもたらす地球温暖化と生物多様性の関係について記述し、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性などを明らかにし、平成 22 年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、戦略計画・愛知目標（ポスト 2010 年目標（2011-2020 年））が採択された。平成 24 年 9 月には生物多様性国家戦略を見直し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した。平成 28 年 11 月には、同戦略の進捗状況を踏まえて一層強化する取組と、新たな取組をまとめた「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」を公表している。

(2) 本県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年には野生動植物保護のガイドラインとなる愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（平成17年3月）を策定し、野生動植物の多様性の保全に努め、平成20年3月には野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）を制定し、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとした。平成21年3月には特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定している。

また、平成21年4月には、同条例に基づき、本県野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を侵略的外来生物として88種公表し、平成22年3月には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を策定したところである。

さらに、平成22年8月から生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を重ね、平成23年12月に「生物多様性えひめ戦略」を策定し、平成29年2月には社会経済状況の変化等をふまえ、「第2次生物多様性えひめ戦略」を策定した。

(3) 愛媛県レッドデータブックの作成

県内の自然環境保全のための重要な基礎資料となる「愛媛県レッドデータブック 2014」を平成26年10月に発行している。

平成15年3月に発行した「愛媛県レッドデータブック」の改訂版に当たり、平成25年3月にとりまとめたレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に記載されている種について、各種の形態、分布域、生息環境等を取りまとめ、分類群ごとに編纂している。

「愛媛県レッドデータブック 2014」の概要

① 掲載種数

各分類群のレッドデータブックに掲載されている種数については、表 2-4-5 「調査対象分類別の目録種数・レッドリスト掲載種例等」のとおり

② 記載内容

掲載種のそれぞれについて、原則として以下の項目を記載している。

- ・ カテゴリー（ランク）区分
- ・ 分類群、和名、学名、地方名
- ・ 種の特徴
- ・ 分布域
- ・ 生息状況、選定理由
- ・ 特記事項、参考文献、写真等

表 2-4-5 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産 野生動植物 目録種数	レッドリスト掲載種	
				種数 (対目録)	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類・ 海産哺乳類	種 60	種 (%) 18 (30)	カワウソ、ツキノワグマ、ニホンモンガ ヤマネ、クロホオヒゲコウモリ、スナメリ
	鳥類	鳥類	336	68 (20)	クマタカ、オオタカ、ヤイロチョウ
	は虫類 両生類	陸産は虫類	18	11 (61)	イシガメ、ヒバカリ
		両生類	18	14 (78)	カスミサンショウウオ、タルマガエル、フチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	198	50 (25)	スナヤツメ、イシトビョウ
	昆虫類	昆虫類	*8,010	289 (*4)	コバネアオイトトンボ、ゲンゴロウ
		クモガタ類・ 多足類	1,078	14 (1)	キシノウエトタテグモ、ゴホントゲサトウムシ、トリ テヤステ、イシイビヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	2,381	55 (2)	ニッポソノフエガイ、シコクタケノコギセル
		海産貝類		32 (1)	ムラサキガイ、ハマグリ
	海岸動物	甲殻類	191	17 (9)	カブトガニ、シオマネキ、ベンケイガニ
海岸動物		97	5 (5)	ミドリシヤミセンガイ、ゴゴシマユムシ	
植物	高等植物	高等植物	3,682	864 (23)	ヒモラン、タキシダ、トクワハ、イカツジ ギリシマミズキ、エヒメアヤメ、シバナ、キキョウ
		コケ類	618	63 (10)	クマノゴケ、カビゴケ
		藻類	477	52 (11)	ハダシヤジクモ、イハラオオイソウ

	地衣類	328	81 (25)	イコマウメノキゴケ, イリタマゴゴケ
高等菌類	高等菌類	1,247	69 (6)	フデタケ, チョレイマイタケ, フクリヨウ(マツホト), アカイタケ, ショウロ, クロカリ, マツタケ, ナメコ, ハタケチャタケイゴケ
計	16 分類	18,739	1,702 (9)	

注 昆虫類の目録種数 8,010 種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると、昆虫類全体で記録のある種は、8,010 種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

(4) 野生動植物の保護対策事業と外来生物対策の推進

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討し、19 年度には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定した。

また、20 年度には同条例で規定する各施策の方向性を明確にするため、「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を作成するとともに、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種、開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 区、野生動植物の生息等に影響を及ぼす等の侵略的外来生物 88 種を公表し、21 年度には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を作成した。

さらに、適正かつ効果的な保護を行うため特定希少野生動植物のうち「カスミサンショウウオ」「ハッチョウトンボ」「ハマビシ」「ウンラン」の 4 種については平成 23 年 4 月に、「コガタノゲンゴロウ」については平成 30 年 4 月に保護管理事業計画を定め、生物多様性保全・再生モデル地区推進など地域と連携した保全を図り、平成 26 年度からは、外来生物蔓延種の拡散防止や発見時の具体的対応策の再確認と研修を目的に「特定外来生物対策県市町連絡会」を開催している。

＜特定希少野生動植物 13種
カスミサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

(平成 21 年 3 月 6 日 指定日 指定) >
ダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

コガタノゲンゴロウ



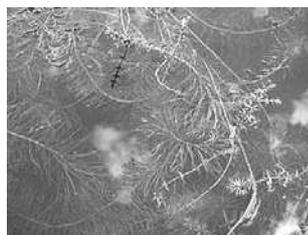
(撮影者: 酒井雅博氏)

ハマビシ



(撮影者: 小沢潤氏)

ミズスギナ



(撮影者: 永井保雄氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者: 橋越清一氏)

サギソウ



(撮影者: 松井宏光氏)

クマガイソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

フクジュソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

シコクカッコソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者: 橋越清一氏)

ウンラン



(撮影者: 松井宏光氏)

＜特定希少野生動植物保護区 6箇所 (平成21年3月6日指定)＞

保護区の名称	保護区の所在
片上地区カスミサンショウウオ保護区	今治市波方町樋口字大平乙 206 番 1 地先
宅間地区カスミサンショウウオ保護区	今治市宅間字ヨシヲシ乙 227 番 2
台地区ダルマガエル保護区	今治市大三島町台 530 番 3
庄内地区ハッチョウトンボ保護区	西条市且之上乙 1 番 12
織田ヶ浜ハマビシ保護区	今治市東村一丁目甲 859 番 30 地先
織田ヶ浜ウンラン保護区	今治市東村三丁目甲 582 番地先

○外来生物の防除対策

外来生物対策事業「特定外来生物生息実態調査」

平成 29 年 6 月に国内初確認された特定外来生物ヒアリについて県内港湾への侵入の有無を確認するとともに、初期段階における防除を強化するため、三島川之江港、新居浜港、今治港、松山港の 4 港湾を対象に調査を実施した。このような中、平成 29 年 7 月には四国中央市で特定外来生物アカカミアリが県内初確認されたため、ヒアリ・アカカミアリを含む外来生物の防除や基本情報について、市町の外来生物対策担当者等を対象に「外来生物対策市町連絡会議」を開催した。



【港湾におけるヒアリ侵入調査と捕獲したアリの顕微鏡確認作業】

(5) 自然との豊かな触れ合いの推進

① 自然観察会の開催

県では、森林と共生する文化の創造を県民一体となって推進するため、生物多様性センターが、次代を担う青少年を対象に野外教育、環境教育を行う自然観察会を開催し、森林里地里山地域等における生物多様性の理解促進と自然環境保護に対する意識の高揚を図っている。

平成28年度からは、県生物多様性センターがこれまでに実施した希少野生動植物調査において蓄積したデータ等を基に、特定希少野生動植物保護実証試験等を行う地点（愛南町など）等において、関係団体等と連携を図りながら実施している。

平成29年度の開催状況は表 2-4-6 のとおりである。

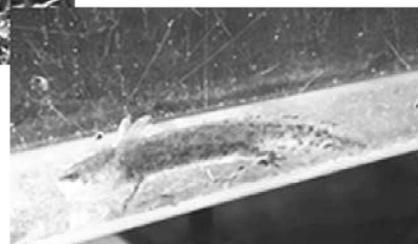
表 2 - 4 - 6 平成 29 年度自然観察会開催状況

番号	観察会概要	実施日	参加人数	事業場所
1	水田生物・植物観察会	平成 29 年 4 月 16 日	20	愛南町
2	棚田の昆虫観察会	平成 29 年 4 月 29 日	18	内子町石畳
3	ハッチョウトンボ・カスミサンショウウオ観察会	平成 29 年 5 月 27 日	25	西条市・今治市
4	干潟の生き物観察会	平成 29 年 5 月 28 日	23	愛南町
5	水田周辺の生物観察会	平成 29 年 7 月 1 日	34	今治市大三島
6	水田周辺の生物観察会	平成 29 年 7 月 12 日	20	西予市石城
7	干潟の生物観察会	平成 29 年 7 月 16 日	40	愛南町須ノ川公園
8	水田周辺の生き物観察会	平成 29 年 7 月 29 日	38	今治市大三島
9	田んぼのカエル観察会	平成 29 年 8 月 2 日	18	松山市北条
10	水田周辺の生き物観察会	平成 29 年 8 月 3 日	37	新居浜市
11	中山川周辺の生き物観察会	平成 29 年 8 月 5 日	32	西条市中川
12	田んぼのトンボ観察会	平成 29 年 8 月 9 日	21	松山市北条
13	松山城ライトトラップ昆虫観察	平成 29 年 8 月 11 日	45	松山市
14	織田が浜の植物・昆虫観察会	平成 29 年 9 月 27 日	130	今治市織田が浜
15	八幡浜魚類観察会	平成 29 年 12 月 10 日	26	八幡浜
	参加人数 計	開催回数 15 回	527	



(上) ハッチョウトンボ

(右) カスミサンショウウオ



【特定希少野生動植物保護区等における自然観察会と希少生物】

② 「えひめの生きもの守り隊」事業の実施

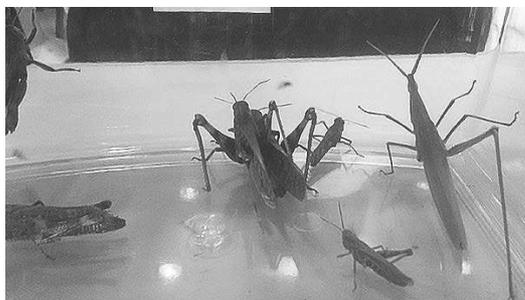
ふるさと愛媛の自然を次代に引き継ぐために、「愛顔（えがお）の生きもの調査隊」を募集し、調査会を開催した。調査会では専門家による野生動植物の生態や調査手法等を学ぶとともに、それらを取り巻く環境について、総合的な考察を深めた。

○平成29年度調査会実施状況

実施日 平成29年11月3日（金・祝）

場 所 重信川河川敷、農林水産研究所花き研究指導室

内 容 バッタの生息調査、カワラバッタほかバッタ類の同定



【専門家を講師とした調査会】

③「えひめの生物多様性ハンドブック・ガイドブック」の発行

教員等が研修等で活用する生物多様性に関する資料として「えひめの生物多様性ハンドブック」を作成し、県内の各小中学校、市町等に配布した。また、受講生用の配布資料としてハンドブックの概要版である「えひめの生物多様性ガイドブック」を作成・配布した。



【えひめの生物多様性ハンドブック（左）・ガイドブック（右）】

(6) 特定鳥獣の適正管理や外来生物対策の推進

① 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類60種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴

重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息や摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市では、18年から9季連続でコウノトリの滞在を確認しているほか、ナベヅルやマナヅルも継続した飛来が確認されている。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。

ア 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成した第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護管理員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

(7) イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加は抑えることができたが、依然として被害レベルは高水準であったこのため、平成29年3月に第4次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成16年4月1日～19年3月31日
第2次計画 平成19年4月1日～24年3月31日
第3次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
第4次計画 平成29年4月1日～34年3月31日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：第3次計画の捕獲目標頭数25,000頭の1.2倍である年間30,000頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

(イ) ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成 20 年 10 月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成 29 年 3 月に、県内全域を対象とした第 3 次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

同計画においては、国がシカの個体数を平成 35 年度までに半減させることを当面の目標にしたことから、引き続き捕獲圧を強化し、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第 1 次計画 平成 20 年 11 月 1 日～24 年 3 月 31 日
第 2 次計画 平成 24 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日
第 3 次計画 平成 29 年 4 月 1 日～34 年 3 月 31 日
- ・ 区 域：第 1 次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
(ただし、島しょ部は除く。)
第 2 次計画 県内全域
第 3 次計画 県内全域
- ・ 目 標：平成 35 年度までに個体数を平成 26 年度の半数に近づけるようとする。
- ・ 個体数管理：第 2 次計画の 3,500 頭から大幅に引き上げ、年間 11,000 頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 15 日まで 1 ヶ月半延長
(法定の狩猟期間に対し 2 週間前倒し及び 1 ヶ月延長)、
休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除(くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲)、捕獲数の制限の解除(1 日当たりの捕獲数は、制限なし)、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

○指定管理鳥獣捕獲等促進事業の主な内容

石鎚山系地域、同山系への侵入が推定される東予東部地域及び東予西部・中予北東部地域、県下でも最も生息密度が高い南予南部地域において、ニホンジカ個体群の個体数調整を実施した。

○効果的捕獲等促進事業の主な内容

石鎚山系地域において、ニホンジカによる自然植生被害の拡大が懸念されており、他地域に比べ捕獲従事に長時間を要する等の課題に対し、効果的な捕獲方法の実証を行った。

(ウ) **ニホンザル適正管理計画策定基礎調査**

近年、ニホンザルによる生活環境被害の拡大が懸念されており、被害防除対策を図るため、特定管理計画を策定する必要があることから、計画策定に必要な調査を実施した。

(イ) **鳥獣保護区の指定等**

平成29年度においては、鳥獣保護区5箇所を更新し、平成30年3月末現在、鳥獣保護区57箇所（うち国指定1）、特別保護地区11箇所（同1）を指定している（表2-4-7）。

表2-4-7 鳥獣保護区指定状況（平成30年3月31日現在）

指定区分	鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)		
森林鳥獣生息地	31	14,169	9	1,245	1	135
集団渡来地	6	40,145	1	74		
身近な鳥獣生息地	19	750.8				
計	57 (1)	64,566.8 (9,502)	11 (1)	2,121 (802)	1	135

注（ ）内は、国指定で内数

(オ) **鳥獣保護管理員の配置**

平成29年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護管理員を県内に52名配置し、鳥獣保護管理事業の円滑な運営を図っている。

(カ) **愛鳥思想の普及啓発**

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

(キ) **生息数の調整**

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成29年度における捕獲の状況は、表2-4-8のとおりである。

表 2-4-8 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カ ラ ス 類	3,828(羽)	ノ ウ サ ギ	115(羽)
ヒ ヨ ド リ	7,380(羽)	イ ノ シ シ	16,050(頭)
ス ズ メ 類	64(羽)	ニ ホ ン ジ カ	5,540(頭)
ド バ ト	18(羽)	ニ ホ ン ザ ル	498(頭)
キ ジ バ ト	40(羽)	タ ヌ キ	2,113(頭)
そ の 他	189(羽)	そ の 他	1,179(頭)
計	11,519	計	25,495

(ウ) **ガンカモ科鳥類生息調査**

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成29年度のガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-4-9のとおりである。

表 2-4-9 生息調査結果

調 査 箇 所	調 査 面 積 (ha)	個 体 数 (羽)	
284	19,953.7	ガ ン ・ ハ ク チ ョ ウ 類	0
		カ モ 類	28,281
		計	28,281

イ 適正な狩猟の推進

平成30年3月現在、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

(7) **狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付**

平成29年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-4-10及び表2-4-11のとおりである。

表 2-4-10 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第49条第1号該当者			そ の 他 の 者			合格者 計
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
網 猟	1	1	1	1	1	1	2
わな猟	41	39	39	310	289	277	316
第一種銃猟	27	25	23	102	102	82	105
第二種銃猟	1	1	1	4	4	4	5
計	70	66	64	417	396	364	428

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表 2-4-11 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網 猟	6	0	6
わな猟	2,198	14	2,212
第一種銃猟	1,834	64	1,898
第二種銃猟	104	0	104
計	4,142	78	4,220

(イ) 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第12次鳥獣保護事業計画に基づき、平成29年度に20箇所、延べ31,240haの休猟区を指定するとともに、平成26年度に指定した26箇所39,256haを期間（3年間）満了に伴い開放した。この結果、平成29年度末現在の県内の休猟区は、全体で72箇所、総面積は、106,200haとなった（表2-4-12）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画及びニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

表 2-4-12 休猟区指定状況

指定年度	箇 所	面 積 (ha)	指 定 期 間
27	26	38,192	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで
28	26	36,768	平成28年11月1日から平成31年10月31日まで
29	20	31,240	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
計	72	106,200	

(ウ) 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき平成29年度に、新規指定1箇所及び再指定5箇所を行い、この結果、平成29年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で72箇所、総面積は10,467.83haとなった。

(エ) 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

(オ) 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成29年度には、一般社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ1,200羽を養殖し、放鳥した

(カ) 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

第3節 魅力ある里地・里山・里海づくり

1 里地・里山・里海の環境整備

(1) 里地・里山の環境整備

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

【主な取組内容】

- ・ 農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ 国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。

(2) 里海の環境整備

里海とは、人と自然の領域の中間点にあり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域である。健全な里海は、陸域と沿岸海域を一体的に総合管理し、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。しかしながら、人々の生活や産業活動から排出される汚濁物質等による水質悪化、水質浄化や稚仔魚の保育場として重要な藻場・干潟の機能低下などに対して、人手による適切な管理がなされないと、里海が有する高い生物生産性と生物多様性を維持するのは困難である。

一方、水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化等による保健休養・交流・教育の場の提供など多面的機能を有していたが、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、これらの機能の発揮に支障が生じており、里海の維持管理が困難になりつつある。

そこで、県や市町では、人々が将来にわたり恵みを受取る豊かな「里海」の再生を図ることを目的に、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生、海岸清掃など里海の維持管理に係る漁業者を中心とする活動組織の取組みを支援している。



【藻場の分布調査】



【藻場の再生を目的とした苗床作り】

2 地域活動の支援

【施策の方向】

農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

【主な取組内容】

- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 生き物教室や集落点検、防災訓練などのワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。



【生き物教室】



【ワークショップ（防災型）】

3 集落環境の整備と定住の促進

【施策の方向】

生業（農業生産）、生活（生活環境）、人（地域コミュニティー）を総合的に整備し、定住・移住に繋がる地域づくりに支援する。

【主な取組内容】

中山間地域の特性や地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備を総合的に実施することにより、農業・農村の活性化及び地域の定住促進を図る。

4 新たな魅力創造の支援

平成28年3月に、第2期愛媛県観光振興基本計画を策定し、“国内外に向けたSHIKOKU・EHIMEの発信と、オンリーワン愛媛の確立”に向け、下記4本柱のもと、25施策を展開している。（計画期間：平成28年度～32年度）

- ・愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上
- ・インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進
- ・地域の総力を挙げた取組みの推進

新たな魅力創造の支援に関しては、“愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上”として、本県にしかない観光資源をオンリーワン愛媛として打ち出し、愛媛ブランドとして確立させるとともに、新たな観光資源を発掘して活用する取組みを進めており、第2期計画で定めた観光客総数の目標値29,000千人の実現を目指して、今後とも、市町や民間と連携しながら、観光客数の持続的な増加につながる有効な施策を展開し、本県観光の振興に積極的に取り組む。